

薬生衛発 1130 第 1 号  
令和 4 年 11 月 30 日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、  
エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）

令和 4 年 10 月からの最低賃金の引上げにより、最低賃金は全国加重平均で 961 円となり、31 円引き上げられました。また、本年 10 月の消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合が前年同月比で 3.6%の上昇、エネルギーが前年同月比で 15.2%の上昇となっています。今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等により、すでに締結されている契約金額では適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがあります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市町村等に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和 3 年 1 月 18 日生食発 0118 第 4 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「(4) 業務実施段階(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)」において、「最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

各都道府県におかれては、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、同ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。また、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。

総行行第327号  
令和4年11月30日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎・公共施設担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナ  
ンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について(通知)

標記の件について、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、別添のと  
おり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに地方公共団体におけるビルメン  
テナンス業務に関する契約金額の変更について依頼がありました。

ついては、貴職においては、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイ  
ドライン」(令和3年1月18日生食発0118第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安  
全審議官通知)を十分に踏まえ、貴団体における庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する  
庁舎等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担  
当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等  
の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や、これらの状況を踏まえた受  
注者からの契約金額の見直しの申出があった場合においては、庁舎、公共施設等の管理に係る  
ビルメンテナンス業務に関する契約の履行確保を図る観点から、適切な価格により単価を見直  
すことにより契約金額を変更することについての検討をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知  
願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術  
的な助言であることを申し添えます。

参考

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン(抄)

平成27年6月10日

改正 令和3年1月18日

## 2 発注関係事務の適切な実施

### (4) 業務実施段階

(業務履行条件等の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

(略)

また、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。